

「第12次鳥獣保護管理事業計画(素案)」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 28 年 12 月 22 日(木)から平成 29 年 1 月 22 日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「第 12 次鳥獣保護管理事業計画(素案)」についての意見・情報の募集を行った結果、4 名（団体を含む）の方から、計 14 件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町等関係機関に対する意見聴取を行った結果、2 市町（機関）から計 3 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方と修正点を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「第 12 次鳥獣保護管理事業計画(素案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
概要		
第一 計画の期間		
第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項	1	
第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項		
第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項		1
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項	1	
第六 特定計画の作成に関する事項	2	
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	1	1
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	1	1
第九 その他	7	
全体を通じた意見	1	
合計	14	3

3 今後の予定

平成 29 年 3 月 9 日 環境・農水常任委員会（計画案について）
3 月末 計画の改定・公表

4 第 12 次鳥獣保護管理事業計画(案)

別添のとおり

(参考) これまでの経過

<環境審議会>

平成 28 年 6 月 2 日	環境審議会への諮問
6 月 28 日	第 1 回自然環境部会 (概要説明)
9 月 27 日	第 2 回自然環境部会 (素案について)
11 月 10 日	第 3 回自然環境部会 (答申案について) 、環境審議会からの答申

<環境・農水常任委員会への報告>

平成 28 年 5 月 18 日	計画の策定予定について報告
10 月 5 日	検討状況の報告
12 月 15 日	県素案 (県民政策コメント案) の報告

<その他の意見交換等>

平成 28 年 9 月 16 日	担当者会議 (自然保護団体、市町等)
10 月 20 日	関係機関協議 (市町、国等機関、庁内関係課)
11 月 14 日	滋賀県鳥獣被害対策本部 本部員会議 (県素案について)
11 月 25 日	県政経営幹事会議 (県素案について)
11 月 29 日	県政経営会議 (県素案について)
12 月 22 日	県民政策コメントの実施
	市町等への県素案 (県民政策コメント案) に係る意見照会

1. 県民政策コメントにより寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項			
1 鳥獣保護区の指定			
1	1	ある生物種のための保護または管理を選択的に行うことは極めて困難であり、例えば、管理のための狩猟等の目的のために貴重な野生植物が踏み荒らされることなどが考えられる。鳥獣保護の観点からだけの設定ではなく、生態系全体から見たゾーニングを行うために希少植物保護や生態系保全の目的などの他の関係法令との連携を検討すべき。	希少植物保護や生態系保全は、自然公園法に基づく国定公園や県立自然公園として、また「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく生育・生息地保護区などとしてゾーニングし、鳥獣保護区とも相まって県域全体として生態系が保全されるよう、適切に対応してまいります。
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項			
3 猟区			
2	35	猟区は、適切な管理の下での狩猟を認めることから、新規狩猟者の増加に寄与できるのではないのでしょうか。猟区の新規設定を検討してはいかがでしょうか。	一般的に猟区は市町が規程を策定し、都道府県知事が認可するものですが、現時点では市町において新たな規程の策定がなされていないため、本計画においては原文のとおりとします。今後市町において規程の策定がなされ、認可申請があれば、法に沿って適切に対応いたします。
第六 特定計画の作成に関する事項			
1 計画作成の目的			
3	36	定期的な計画の進捗状況の評価と見直しを盛り込むべきである。	各特定計画において、計画の進捗状況についての点検を行うことを記載しているため、本計画では原文のとおりとします。
3 関係都道府県との連携に関する考え方			
4	36	連携・調整だけでなく、具体的な方針について示すべき。野生動物には人間が引いた行政区域は関係ない。本県で捕獲・駆除対象となって	関係府県間での協議・調整の例として、例えばツキノワグマについては、関西広域連合の構成府県市における情報共有、富山県・石川県・福井県・

		いても、隣接府県で保護対象となっている野生動物の場合、隣接府県で誤って捕獲された後に放獣されると県境を越えて流入し人を襲うなどの事故が起こりうるため、隣接する府県の実施策と整合化を図るようにすべきである。	岐阜県・滋賀県で構成する白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会、福井県・京都府・滋賀県で構成する北近畿東部地域ツキノワグマ3府県情報交換会などの場を活用しています。その他の鳥獣についても、例えば福井県・岐阜県・三重県・滋賀県で構成する「まんなか鳥獣害対策研究会」など、様々な場での協議・調整を図っております。本計画に個々の取組までは記載することはいたしません、今後ともこうした場を活用しながら、近隣府県の施策と整合性を図るよう努めてまいります。
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項			
3 新たな技術の研究開発等			
5	41	ハードな技術の開発も重要でしょうが、社会経済的な面（ソフト面）、精神的な面（ハート面）での仕組みも同時並行で開発されるべきだと考えます。	ソフト面では、例えば農作物被害等防止対策として、集落ぐるみの取り組みを進めているところです。また、ハート面では、例えばジビエの普及により県民の方に獣害対策の必要性について理解を深めて頂きたいと考えています。いただいた御意見は今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項			
1 鳥獣行政担当職員			
6	42	努力目標ではなく、常勤の専門官を置くべき。兵庫県が独自に設置・導入している「森林動物専門員」を参考にし、鳥獣保護管理の観点だけでなく生態系全体の視点で見ることができる専門的知識を有する者を採用すべき。	限られた職員定数の中で、専門官を設置することは困難ですが、今後とも人材育成に力を入れていきたいと考えています。
第九 その他			
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応			
7	47	「…救護する際にはその意義も踏まえ、…」とあるが、意義が明示さ	ご指摘を踏まえ、救護に対する認識を明確にするために、「 <u>救護する際に</u>

		れていない。すなわち、本計画における救護の位置づけ・役割が明確でないために、救護に対する共通認識や理解を得にくい。	<u>はその付き合い方を踏まえ、</u> と修正します。
8	47	「減りすぎた個体、増えすぎた個体については保護管理という観点から必要な対応を行う」という表記は、「個体数の減りすぎた種、増えすぎた種については保護管理という観点から個体に対して必要な対応を行う」ではないか。	<u>ご指摘の通り修正</u> します。
9	47	「個体数の減りすぎた種、増えすぎた種については保護管理という観点から個体に対して必要な対応を行う」のは、特定計画の作成にあたって考慮すべき内容ではないか。	野生鳥獣の傷病救護対象種の考え方についても同様の考え方を基本としており、原文のとおりとします。
10	47	基本方針に記された傷病鳥獣救護の目的のごく一部をとらえた表現になっている。 傷病鳥獣救護の意義として重点をおいて検討すべき「生物多様性の保全への貢献」から著しく限定された表現であるばかりでなく、『すでに』「減りすぎた個体、増えすぎた個体」に対して行うこと、すなわち、個体数の増減が著しくおこった結果をもとに個体数を調節することが「野生鳥獣と人との付き合い方」にとって重要である、との誤解を与えるのではないか。 保全生物学の目標は生物多様性、生態的完全性、生態的健全性の維持にあり、これらが重要である根拠は自然のもつ内在的価値（自然そのものの価値）、有利用価値（人間にとっての有用性に基づく価値）、心理的価値（人間の心理的福利に貢献する価値）という3つの価値にあると	県では「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」第3条に規定する3つの基本理念に基づき、野生動植物との共生に向けて総合的な施策を実施しています。また、「生物多様性しが戦略」を策定し、生物多様性の保全に向けた様々な取組を進めています。 傷病鳥獣救護については、すべての個体を対象に実施することは現実的に困難であることから、「野生鳥獣と人との付き合い方」も踏まえ、「滋賀県レッドデータブック」を参考として、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種のような個体レベルでの保全が必要な種について傷病救護を実施することとしており、これにより生物多様性の保全に一定寄与できると考えています。 こうした県の考え方について県民の理解を求めることで、野生鳥獣と人との付き合い方や生物多様性保全の

		理解している。人により有する価値観はその立場（地域、文化、環境など）により異なるため、保全の達成には異なる価値観をもち、多くの利害関係者をふくめた県民の理解と多様な取り組みが必要となる。 本県における「野生鳥獣と人との付き合い方」に対する基本的な考え方は、このような異なる価値観・利害関係のある県民が自然環境や野生鳥獣へ目を向け、その価値を認識し目標を共有できることが重要である。 行政の財源は限られていることから、効率的な資源の投入が必要なのは当然であるが、「野生鳥獣と人とのつきあい方」の基本的な考え方をここまで狭小化すると、傷病鳥獣救護をととして生物多様性の保全へ貢献すべく活動・連携しようとする民間による積極的な取組をも制限してしまう。	重要性について誤解や取組の萎縮が生じることがないように、努めてまいります。
11	47	傷病鳥獣救護の意義と考えられる例示として、 ・ 傷病個体の保護状況から生息環境の変化を推測できる ・ 希少種は希少であるがゆえに傷病状態で発見される事例も少ないが、普通種で多く起きている事例から傷病の発生原因を究明することで、生態や野生での行動が共有する希少種の傷病原因を推測し、傷病や個体数減少を未然にふせぐことに役立つ ・ 傷病野生鳥獣の救護の機会を自然への関心を持った契機ととらえ啓発や環境教育の機会とする、身近な自然体験から希少種や自然環境へ	傷病鳥獣救護の意義としてご指摘のような点もあることは認識していますが、すべての個体を対象に傷病鳥獣救護を実施することは現実的に困難であることから、「野生鳥獣と人との付き合い方」も踏まえ、「滋賀県レッドデータブック」を参考として、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種のような個体レベルでの保全が必要な種について傷病救護を実施することとしております。 県民が直接自然と関わることは生物多様性保全を進める上で重要であることはご指摘のとおりであり、生物多様性しが戦略においても「多様な主体の参加により、生物多様性の理解を

		の興味、意識をつなげる窓口となる等が考えられる。 行政の適切な関与の基に民間団体等が連携して傷病野生鳥獣の救護をふくめ、県民が当事者として直接自然と関わる活動に積極的に取り組むことが生物多様性の保全に貢献する第一歩となるものと考えているが、県も基本的な考え方で「減りすぎた個体」もしくは「増えすぎた個体」を対象にすると限定してしまえば、県民や民間団体としては基本的な考え方を外れる活動はできないし、多くの県民が、自然は自然のままが良いなら関与を避けよう、増えたら増えたときに減らし、減ったら減ったときに増やせばいい、難しいから距離を置こう、と県民の自然環境や生物多様性への意識を遠ざけるのではないかと危惧する。	広げ、保全のための行動を促す」ことを基本的な姿勢としています。 県としては、野生鳥獣と人との付き合い方について県民の理解を得るよう努めるとともに、多様な主体の参加による生物多様性保全の取組の推進を図ってまいります。
12	48	滋賀県では、平成 26 年 4 月 1 日付で「滋賀県傷病野生鳥獣救護事業実施要項」が改正され、傷病野生鳥獣救護は野生復帰を目標とし、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」で定める希少種の優先と鳥類保護センターの設置が明記されました。 その後約 3 年経過しましたが、鳥獣保護センターへの必要十分な人員配置や二次治療・野生復帰訓練（リハビリテーション）を可能とする設備・環境は整備されず、実質的に機能していない状態が続いています。 『傷病鳥獣の放野のための 2 次治療およびリハビリテーションの施設のあり方を検討していく。』とい	鳥獣保護センターのあり方の検討に当たっては、様々な関係者のご意見も伺いつつ進めてまいりたいと考えています。

		う文章は、救護事業の受託者である滋賀県獣医師会の構成員の一人として、大変心強い思いがいたします。 委託側から受託側へ一方通行にならないよう双方が意見交換を行う場が必要と考えます。現時点は私見ではありますが、来年度は「傷病鳥獣救護の体制についてのあり方懇談会（仮称）」を開催し、具体的に意義のある事業に育てていくことをご提案したいと思います。	
13	49	図中の「放鳥獣」、「放野」について、字句の統一が望ましい。	ご指摘を踏まえ、「<u>放野</u>」に統一します。
全体を通した意見			
14		必要な改訂がなされているのではないかと推測します。一方で、世界的な生物多様性保全政策の観点からみて、追加できる要素もあるのではと考えますので、以下にそれらを述べます。これらについて検討を始めることはできないでしょうか。 1) 市民団体、一般企業との連携による保護管理資源の確保。(ニホンジカ、イノシシの計画では一部入っているようですが。) 2) 生態系管理の考え方。植生の管理も含めた生態系全体としての科学的管理。 3) 人間社会との関係についての社会科学的アプローチ。生物多様性の本流化。	県では「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、生態系を形成する野生動植物との共生を目指しています。また、生物多様性の本流化については、「生物多様性しが戦略」に基づき施策を進めているところです。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

2. 市町等関係機関への意見聴取により寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項			
2 目的別の捕獲許可の基準			
1	23	群れの個体数の 10%以内となっており、毎年、限度いっぱいまで捕獲をしているものの、市民の体感被害は減少しておらず、さらなる捕獲を期待されているのが現状である。 ニホンザルの特定鳥獣管理計画との整合を図る必要があり、すぐには無理とは思いますが、今後、限度値の 10%の引き上げも視野に入れた検討をお願いしたい。	平成 30 年度に行う滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の改定の際に検討したいと思います。
第七 鳥獣の生息の状況に関する事項			
3 新たな技術の研究開発等			
2	41	本項では、銃猟、わな猟の捕獲技術の開発について明記されている。銃猟では誘引狙撃、夜間銃猟等の文言によって、ニホンジカを想定した記述であることは明瞭である。 ニホンジカについては、いわゆるシカ検討会によって研究者もモニタリング調査や計画策定に関わり、科学的な内容の議論がなされている。その一方、特定鳥獣保護・管理計画策定のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）（以下「ガイドライン」という。）によると、そのような検討会あるいは連絡協議会では、様々な関係機関や利害関係団体を含んでおり、科学的な内容の議論というよりもどちらかといえば施策としての合意をとる場という性格が強いため、専門家と行政官によるワーキンググループ、あるいは	特定計画が策定されている獣種については、すでに検討会において、科学的知見を踏まえて、それぞれの事業を実施しています。また、すべての鳥獣種について、検討を行うことも非現実的だと考えてます。

		は科学委員会（以下「科学委員会」という。）を設け、そこである程度の時間をかけた科学的検討を行う体制が必要であると指摘されている。そうしたことから、捕獲に係る技術の研究開発では、獣種に応じた鳥獣保護管理捕獲コーディネーター等の専門家と行政官による科学委員会によって科学的議論を進める必要がある。例えば、誘引狙撃の捕獲技術であれば、誘引狙撃に精通した鳥獣保護管理捕獲コーディネーターを交えた科学的検討を行わなければならない。特に、専門的知見を有する職員が配置されていない都道府県にあっては、こうした科学委員会は重要である。そのため、捕獲技術の研究開発については、獣種や捕獲方法に応じた鳥獣保護管理捕獲コーディネーター等の専門家と行政官による科学委員会を設け、そこで科学的検討を行うことが重要であり、そのことを記述すべきである。	
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項			
1 鳥獣行政担当職員			
3	42	第 16 表では、鳥獣行政担当職員の設置計画を記載されているが、その内容は現況のみであり、計画の数値が示されていない。第 16 表の前段では「鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める」と記述されているが、現況では専門的知見を有する職員がいないため、設置計画ではそれらの数値目標を記載すべきである。なお、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な	限られた職員定数の中で、専門官を設置することは困難ですが、人材育成に力を入れていきたいと考えています。

		指針（平成 28 年 10 月）では、「鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、適所に配置又は活用する必要がある、特に都道府県にあっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる」とされている。環境省が公表している「都道府県における専門的知見を有する職員の配置状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）」によると、専門的知見を有する職員は 47 都道府県で 141 人が配置され、専門的知見を有する職員がいない都道府県はわずか 10 県である。	
--	--	--	--

3. 県素案（県民政策コメント案）からの修正点

頁	県素案（県民政策コメント案）	修 正 案
p. 47 22行目 第九 その他 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方 ※ 県民政策コメントによる意見に基づく修正	野生の傷病鳥獣の救護は「野生鳥獣と人との付き合い方」が基となって実施されるものであることから、救護する際にはその<u>意義も踏まえ</u>、慎重に実施する必要がある。野生鳥獣種はあくまで野生のものであり、愛玩動物とは異なることを認識しなければならない。	野生の傷病鳥獣の救護は「野生鳥獣と人との付き合い方」が基となって実施されるものであることから、救護する際にはその<u>付き合い方を踏まえ</u>、慎重に実施する必要がある。野生鳥獣種はあくまで野生のものであり、愛玩動物とは異なることを認識しなければならない。
p. 47 24行目 第九 その他 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方 ※ 県民政策コメントによる意見に基づく修正	本県における「野生鳥獣と人との付き合い方」に対する基本的な考え方は、「自然の営みを尊重しつつ、減りすぎた<u>個体</u>、増えすぎた<u>個体</u>については保護管理という観点から必要な対応を行う」という考え方であり、この考え方に基づき放野を目標として野生傷病鳥獣の救護を行う。	本県における「野生鳥獣と人との付き合い方」に対する基本的な考え方は、「自然の営みを尊重しつつ、<u>個体数の減りすぎた種</u>、増えすぎた<u>種</u>については保護管理という観点から<u>個体に対して</u>必要な対応を行う」という考え方であり、この考え方に基づき放野を目標として野生傷病鳥獣の救護を行う。 ※
p. 49 1行目 第九 その他 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (3) 傷病鳥獣救護の体制について ※ 県民政策コメントによる意見に基づく修正	傷病鳥獣救護体制（フローチャート） 図中、放<u>鳥獣</u>	傷病鳥獣救護体制（フローチャート） 図中、放<u>野</u>